

介護保険を利用するときの心構え 12ヶ条

- 第1条 残存能力を最大限に活用して、自分でできることは自分でしよう**
介護保険料をせっかく払ったんだから、利用しなけりゃもったいないなんて思わず、皆で要介護状態にならないよう努力しましょう。
そうすれば、保険料が安くなるんです。
- 第2条 要介護認定は状態が変化すれば何回でも受けられる**
自立と判定されても、要支援と判定されても、状態が変化すれば、すぐにでも要介護認定申請ができます。
- 第3条 要介護認定結果がどうしても納得できなければ不服審査請求**
市町村が行った要介護認定に納得できない場合は、県(県庁や県の福祉事務所等)に対して不服審査請求を行い、市区町村で再審査させることができます。
- 第4条 介護支援専門員と事業者を選べ**
介護支援専門員がサービス計画を作るとき、あなたの希望や生活パターンを親切に聞き入れてくれますか？
事業者は、自分の身体状況に合ったサービスをしてくれますか？
- 第5条 ケアプランを確認しよう**
介護支援専門員が作ったサービス計画は、自分の生活に合ったのものですか？サービスに自分の生活を合わせられていませんか？
- 第6条 介護保険制度だけがサービスではない**
保険制度だけが老人福祉ではありません。市町村は介護保険制度以後も福祉サービスを実施することが予定されています。
- 第7条 サービス利用時の契約書にはご用心**
介護保険制度は、利用者と事業者との契約によってサービス利用します。
自分に不利益な契約をさせられていませんか？
契約に不慣れなあなた！気をつけましょう。
- 第8条 領収書を受け取るう**
様々なトラブル防止のためには、自己負担を支払った証明が必要です。
どんなサービスを受けたのか、内訳がわかるものを受け取りましょう。
- 第9条 事業者とのトラブルは苦情相談窓口へ**
事業者に対する苦情は、国民健康保険団体連合会で承ります。
相談窓口は、市区町村に確認しましょう。
- 第10条 困ったことがあれば市町村へ**
介護保険制度は、保険者である市町村が責任を持って運営します。
困ったときは市町村窓口へ相談しましょう。
- 第11条 悪徳商法にはご用心**
「消防署の方から来ました」なんて消火器を販売していた悪徳業者を思いだしてください。
- 第12条 個人情報の管理は自分の責任**
これまでの措置委託制度とは異なり、市町村は責任を持って個人情報を一括管理してられません。
また、ほとんどの事業者は、個人情報を漏らしても罰則がありません。
個人情報は、あなたが守ることになります。